

除外申請等の受付期限

▼第1回申請受付

9月30日(月)まで

▼第2回申請受付

令和7年3月31日(月)まで

※受付時間

午前8時30分～午後5時15分

(土曜、日曜、祝祭日を除く)

問 産業課 農林グループ

☎ 62・2112

税金・年金

自動車税種別割は5月31日(金)までに納めましょう!

自動車税種別割は毎年4月1日(午前0時)現在で運輸支局の登録名義人である所有者(割賦販売による購入の場合には使用者)が納めることになっています。

納期内であれば、全国の主なコンビニエンスストアでも納めることができます。また、キャッシュレス決済アプリによる納付、インターネットを利用したクレジットカード納付も可能です。

納税通知書は5月上旬にお送りしますので、転居等により届かない場合は問い合わせ先までご連絡ください。

※自動車税の減免制度について
一定の要件に該当する障がいのある方のために使用される自動車については、納税義務者の申請により自動車税種別割が減免される制度がありますので、5月31日までに申請してください。

申 福島県中地方振興局農林部

課税第二課(郡山市麓山1丁目1番1号)

☎ 024・935・1261

個人住民税の定額減税のお知らせ

令和6年度の税制改正で、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。個人住民税の定額減税の概要は次のとおりです。

▼対象となる方

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

▼減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

▼定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

▼同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

▼控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(本人所得が1,000万円超で配偶者所得が48万円以下)の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

その他定額減税の詳細については、QRより町HPをご参照ください。



問 税務会計課 課税グループ
☎ 62・8127

情報BOX

家屋全棟調査により
固定資産税が算定されます

皆さんにご協力をいただき

実施した家屋全棟調査では、未評価家屋や課税台帳の内容と異なる家屋の調査、土地の現況地目や住宅用地の調査を行いました。また、3年に一度土地と家屋の評価額を見直す評価替えを行いました。

令和6年度固定資産税は、これらの結果に基づき税額が算定されます。

家屋全棟調査の結果、固定資産税の税額が上がる場合があります。

▼未評価だった家屋(課税台帳にない家屋)が家屋全棟調査により評価され、新たに課税されることとなった。

※車庫や小屋なども、要件に該当すれば固定資産税の課税対象となります。

※サンルームは既存家屋と構造上一体と認められるため、基礎の構造にかかわらず課税対象となります。

▼家屋の底地の現況地目(課税地目)が田畑等から宅地に変更されたことにより土地の評価額が上がった。

▼住宅用地の特例(住宅用地にかかる減額措置)が適用されていたが、家屋全棟調査により事業用家屋(非住宅)があることが分かり、軽減額が少なくなった(適用されなくなった)。

詳しくは、令和6年度固定資産税納税通知書および土地・家屋課税明細書をご確認ください。

地・家屋課税明細書



問 税務会計課 課税グループ

☎ 62・8127

森林環境税(国税)が始まります

令和6年度から、森林の整備・促進に関する施策の財源として、森林環境税(国税)が導入されます。個人町県民税の均等割額に上乘せされていた復興特別税に代わり、新たに森林環境税が賦課されます。

税目	令和5年度まで	令和6年度以降
国税(森林環境税)	なし	1,000円
住民税均等割	県民税	2,500円
	住民税	3,500円
合計	6,000円	6,000円

詳しくは町HPをご確認ください。



問 税務会計課 課税グループ
☎ 62・8127

広告欄

広告欄